

第2章 将来像の実現に向けて

多様な主体と連携した
区政運営の推進
(平和と多様性の尊重)



目指す姿

- 「台東区平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、区民一人ひとりが恒久平和を目指す都市となっています。
- 戦争の悲惨さと平和の尊さが次世代へ語り継がれ、世代を超えて平和意識の共有が図られています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
国・東京都・区・NPOなどが行う平和事業に参加したことがある区民の割合	16.9% (令和 3 年度末)	20%
平和に関するパネル展来場者数	年1,300人	年1,500人

現状と課題

○台東区は、戦争により、かけがえのない多くの命を失い、罹災した都市の一つです。戦後、多くの人たちの努力により復興を遂げ、現在の平和な姿を築き上げてきました。この平和な都市を保ち続け、子供から高齢者まで区民の誰もが希望に満ちた日々を過ごしていけるよう平和を守るための取り組みを進めることが大切です。

こうした中、国外ではロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が行われるなど、国際社会の求める平和と安全が脅かされています。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。区は、戦後 50 年にあたる平成 7 年に日本国憲法に掲げられた恒久平和に向けて努力することを誓う「台東区平和都市宣言」を行いました。また、戦争を二度と起こすことがないよう平和の尊さを伝え、区民一人ひとりの平和意識を高めるため、「平和に関するパネル展」の開催や東京大空襲資料展の共催、「台東区平和史跡マップ」の発行など、平和意識の普及啓発に努めています。平和の尊さを伝えるため、「台東区平和都市宣言」の趣旨に基づき、今後も様々な事業を通じて恒久平和への意識醸成に持続的に取り組むことが必要です。



○平成29年度から、次世代を担う子供達の恒久平和への意識を育み後世に伝えていくことを目的に、区の中学生を広島へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会の充実を図っています。戦争を体験された方々が減少し続ける中、記憶を風化させないために、戦争を知らない世代へ悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、命の尊さを伝え、平和な社会を未来に引き継いでいくことが求められています。

■ 主な取り組み

① 平和意識の普及啓発

「台東区平和都市宣言」の趣旨に基づき、戦争を記録した資料の展示など、様々な事業を通して平和意識の普及啓発を図ります。

② 平和意識を育む機会の創出

次代を担う若い世代を対象に、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学ぶ機会を提供し、平和意識の醸成を図ります。

③ 後世への記憶の継承

戦争の体験や思いを受け継ぎ、その記憶と記録を伝承・発信し、後世へ継承します。



平和に関するパネル展



目指す姿

- 区民一人ひとりが多様性を認め合い、相互に人権を尊重し合う地域社会が形成されています。
- すべての区民が性別にかかわらず、対等な立場であらゆる活動に参画し、個人の能力を十分に発揮できるジェンダー平等の社会が形成されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
人権が守られていないと考える区民の割合	33.9% (令和3年度末)	減少
区の審議会などにおける女性委員の割合	27.5% (令和4年4月)	35% (令和6年度末)

現状と課題

○昭和23年に開催された第3回国連総会において採択された「世界人権宣言」は、世界中の人々が共有する考え方となっています。21世紀は「人権の世紀」と言われ、20世紀における二度の世界大戦の経験を教訓とし、人権の尊重が平和な社会を築くための基礎であるという共通認識が深められています。

令和3年度「台東区民の意識調査」によると、すべての人の人権が「あまり守られていない」、「全然守られていない」と答えた人の割合は、あわせて33.9%に上っています。依然として女性や子供、高齢者、障害者、部落問題、外国人などの人権問題は解消されておらず、被差別部落出身者や外国人に対する差別、多様な性のあり方に対する理解の不足などが生じており、人権に対する意識をさらに深めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、社会的に孤立し、不安を感じる方への支援のほか、SNSを通じた誹謗中傷にも対応していくことが求められています。

○平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」



において、国際社会全体の開発目標として、令和12年（2030年）を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）^{*}が位置付けられ、そのうちの目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されました。しかしながら、世界経済フォーラム（WEF）が発表する「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート2022」によると、日本のジェンダーギャップ指数^{**}は主要先進国の中で最下位となっています。

区では、男女平等の推進に向け、平成6年3月に「台東区女性行動計画はばたきプラン21」を策定しました。その後、平成12年3月に「台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21」として見直し、計画的かつ総合的に取り組んできました。また、根強く残る性別による固定的な役割分担の意識や社会慣行の解消をさらに進めるため、平成27年1月に「東京都台東区男女平等推進基本条例」を施行し、「誰もが自分らしく生きられる男女平等社会」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

一方で、令和4年4月1日現在、区の審議会などにおける女性委員の割合は27.5%となっており、今後、ジェンダー平等の実現に向け、様々な取り組みを加速していくことが求められています。

■ 主な取り組み

① 多様性への理解の促進

区民一人ひとりが多様性を認め合い、性的指向や性自認を理由とする差別などを含めたあらゆる人権問題を正しく理解したうえで、自分自身の行動に結び付けられるような啓発の取り組みを推進します。

② 相談・支援体制の充実

人権に関する悩みを抱えている方に対して、関係機関との連携を強化し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

また、生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を充実するとともに、配偶者などから暴力を受けた被害者への支援や相談体制の充実を図り、相談を受けてから被害者が自立するまでを総合的に支援します。

③ ジェンダー平等の推進

性別にかかわらず、誰もがあらゆる分野に等しく参画できるようジェンダー平等の意識の醸成を図るとともに、一人ひとりの希望に応じて能力を十分に発揮でき、いきいきと暮らしていけるよう支援します。



目指す姿

- 言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会が実現されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
台東区に住み続けたいと感じている在住外国人の割合	76% (令和 3 年度末)	増加

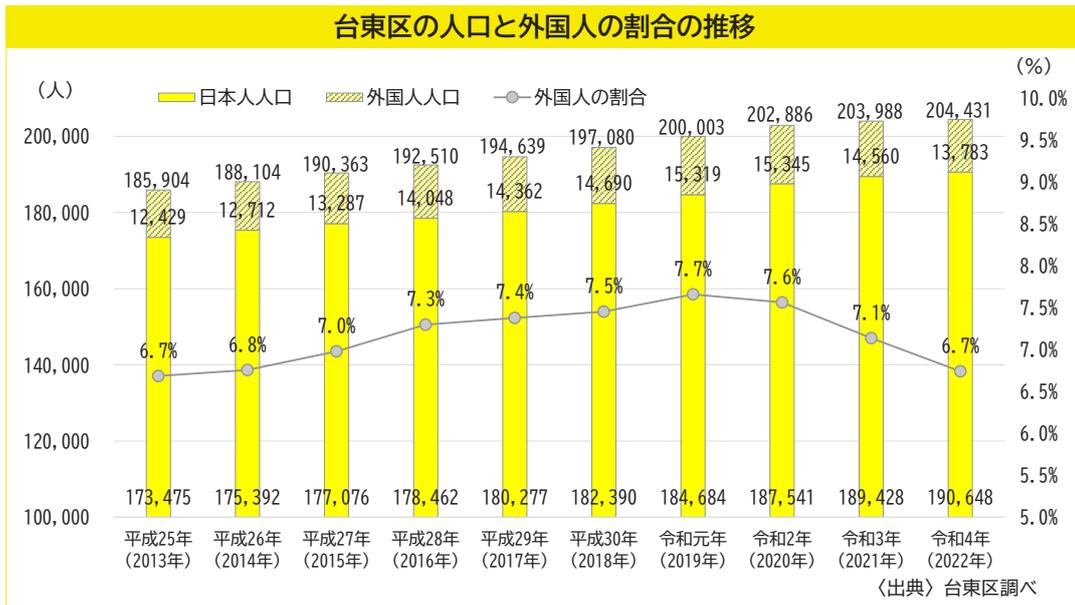
現状と課題

○少子高齢化に伴い、労働力人口が減少する中、国は特定の産業分野に関する一定の知識とスキルを持つ外国人の受け入れ等を図るため、平成 31 年 4 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を施行しました。また、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現や諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展を目的に、令和元年 6 月には「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、外国人の受入環境整備を推進しています。

台東区における令和 4 年 4 月 1 日現在の在住外国人は、総人口の 6.74% にあたる 1 万 3,783 人となっており、特別区で 5 番目に高い割合となっています。区では、言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現に向け、令和 4 年 3 月に「台東区多文化共生推進プラン」を策定しました。本プランに示す基本理念の達成に向け、掲げた取り組みを着実に推進していくことが重要です。

また、これまでも外国人のための日本語学習支援や外国人との交流事業、外国語による相談窓口の設置など、在住外国人にとって暮らしやすい地域社会の実現に向けた取り組みを推進してきましたが、それらを充実していくことも必要です。

○令和 3 年度「台東区の将来人口推計」では、今後も緩やかに少子高齢化が進むことが見込まれています。地域の活力を維持・向上させるためには、地域社会の一員である在住外国人とともに協力し、生活できる仕組みづくりを一層進めていく必要があります。



主な取り組み

① 多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進

「台東区多文化共生推進プラン」に基づき、言語や文化、生活習慣などの違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

② 在住外国人が地域で安心して生活を送るための支援の充実

在住外国人が地域で暮らす上で必要な情報を得ることができるよう、多言語での情報提供や日本語の習得支援の充実を図るほか、地域で安心して生活を送るため一元的相談窓口の設置に向けた検討を進めます。

③ 在住外国人とのコミュニティ形成の促進

様々な事業を通じて、日本人と外国人の住民相互の理解促進を図ります。また、地域社会の一員である在住外国人の地域における様々な活動への参画を促進します。



外国人のための日本語教室

第2章 将来像の実現に向けて

多様な主体と連携した
区政運営の推進
(パートナーシップの促進)



目指す姿

- 区と区民、活動団体、事業者など、社会貢献活動を行う多様な主体が連携し、地域の活性化や様々な課題の解決が図られています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
区と活動団体などとの協働事業数	年 109 件	年 160 件
地域活動に参加している区民と今後参加したい区民の割合	30.2% (令和 3 年度末)	50%

現状と課題

○社会経済状況の変化は、区民のライフスタイルや価値観に大きな影響をもたらし、区民のニーズや地域の課題は多様化・複雑化しています。

このような状況の中、NPOやボランティア団体などの活動分野は、福祉やまちづくり、環境、教育など多岐にわたり、現在では社会を支える重要な一翼を担っています。

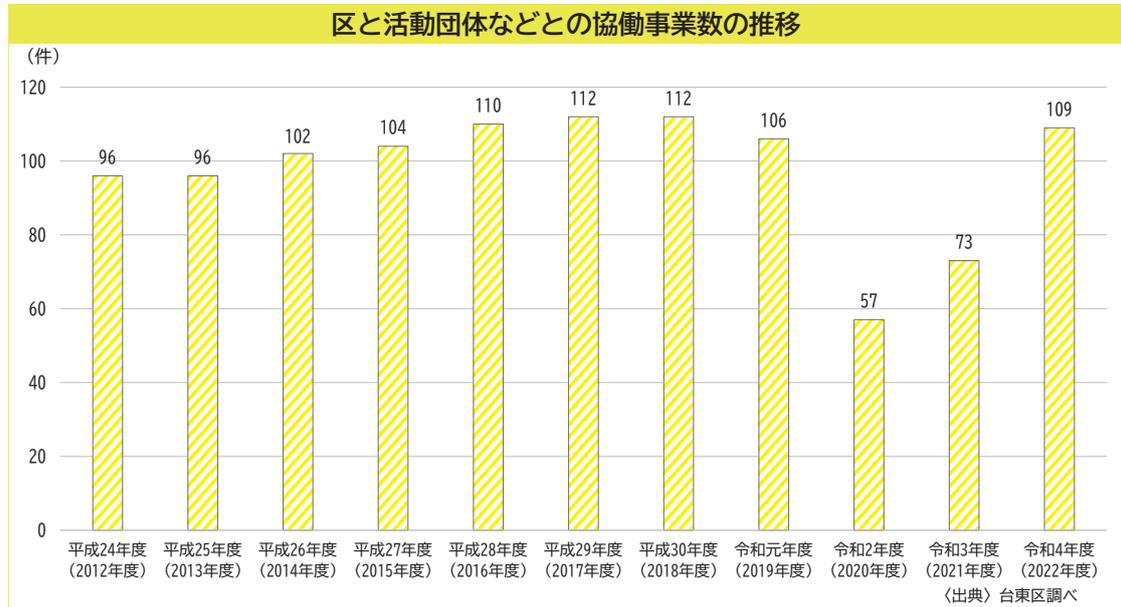
令和 3 年度「台東区民の意識調査」では、「現在地域活動をしている」又は「現在活動はしていないが、機会があれば参加したい」と回答した人の割合は 30.2%となっており、減少傾向にあります。また、区と NPO をはじめとした地域団体などとの協働事業数は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止が相次いだことにより減少していましたが、令和 4 年度は 109 件となっており、感染拡大前の水準に回復しています。

多様化、複雑化する地域の課題に効果的に対応していくためには、協働意識の醸成や地域活動の支援、地域で活動する団体間の連携・ネットワーク化の促進など、行政と多様な主体が力を合わせた取り組みを一層推進していく必要があります。

○区では、社会経済状況の変化や多様化・複雑化する区民ニーズに対応するため、産業や観光、まちづくり、防災防犯など、様々な分野で民間企業と連携し、事業を展開していま



すが、公共サービスの更なる向上を図るために、今後も民間企業の知見等を積極的に活かしていく必要があります。



■ 主な取り組み

① 多様な主体との協働の促進

区民などに対する協働意識の醸成を図るほか、区と協働で取り組む事業の提案募集や社会貢献活動を行う団体などを支援することにより、多様な主体との協働を促進します。

② 多様な主体間のネットワーク化の促進

地域における様々な主体が連携し、地域の課題解決に向けて、団体相互の協力が図れるよう支援します。

③ 民間企業の有する知見及び人的・物的資源の活用推進

民間企業との連携により区民サービスを提供する新たな公民連携の仕組みづくりに取り組むとともに、指定管理者制度などによるサービス内容の向上や管理運営の効率化など、民間企業の有する知見及び人的・物的資源の活用を一層推進します。



目指す姿

- 区民の誰もが様々な媒体を活用し、時間・場所を問わず、必要とする区政情報を容易に取得できる環境が整備され、更なる区政の透明性の向上が図られています。
- 区と区民による双方向の情報発信が積極的に展開され、区政情報の共有化が図られるとともに、区民の区政への参画がより一層促進されています。

施策の指標



現状と課題

○ICTの急速な発展に伴い、AI*やIoT*など、生活のあらゆる場面で情報化が進展しています。こうした社会状況の変化に柔軟に対応し、区民の信頼を得る「開かれた区政」を実現していくためには、適切な手法により区政に関する情報を提供し、区民との情報の共有化を図るとともに、区民の声を区政に反映していく取り組みを一層進めていくことが大切です。

そのためには、誰もが等しく正確に区政情報を得られるよう、各種広報媒体の特性を活かしながら、提供方法の拡充や内容の充実を図る必要があります。あわせて、発信者となる職員一人ひとりの広報に対する意識を高めていくことが重要です。

○社会の変容に伴い、区民ニーズが多様化・複雑化する中、行政だけで対応することは困難な時代となっています。区では、区政の透明性や信頼性の向上を図り、地域の活性化や課題解決につなげるため、保有する情報をオープンデータとして公開しているほか、オープンデータを活用して、区民や事業者がこれまでになかった新しいアイデアやデジタルサービスを提案し合う「たいとうアイデアソン 2022」を初めて開催しました。

また、区民の意見を施策などの立案段階において反映させるため、主要な計画策定や重要施策の決定過程において、各審議会などの委員の区民公募をはじめ、パブリックコメントや区民ワークショップなどの実施により区民参画の促進に取り組んでいます。



今後も、時代の変化に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、これまでの取り組みをさらに充実させるとともに、ICTなどを効果的に活用することで、区と区民、事業者等による双方向コミュニケーションの活性化を図る必要があります。

■ 主な取り組み

①提供手段の充実と迅速で効果的な情報発信

区民のニーズにあわせて、広報たいとうや区公式ホームページなどの既存の媒体とともに、時代に即した媒体を取り入れながら、複合的・多重的に活用して、迅速に分かりやすく情報発信します。また、職員一人ひとりが、区民に「伝わる」情報発信を意識することで、広報力向上に向けた取り組みを推進します。

②区政情報の利活用推進

区民や事業者などが必要とする区政情報のオープンデータ化を推進することで、区政の透明性を確保するとともに、情報の共有化を図り、地域の活性化や課題解決につなげます。

③ICTなどを活用した広報・広聴の推進

ICTなどを活用して区民の意見や提案を取り入れるとともに、区政への参画の一層の促進を図る視点をもって、区政情報を提供・発信します。

④区民参画の促進

主要な計画策定や重要施策の決定過程において、各審議会などの委員の区民公募やパブリックコメント、区民ワークショップの実施のほか、パネルディスカッションやシンポジウムの開催など、区民がより一層区政に参画できる機会の充実を図ります。

第2章 将来像の実現に向けて

多様な主体と連携した
区政運営の推進
(国内外の都市・地域との連携)



目指す姿

- 様々な分野における区民主体の交流がより一層推進され、活力ある地域社会が形成されています。
- 様々な海外都市などとの交流を通じて、区民などの国際感覚がより豊かに醸成されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
姉妹・友好都市などとの交流事業数	年 60 件	年 90 件

現状と課題

○豊かな区民生活の実現に向けて、姉妹・友好都市をはじめ各地域との幅広い交流を進めるとともに、それぞれの地域社会が抱える課題の解決にとともに取り組み、地域活性化と相互の発展を図ることが重要視されています。

区はこれまで、国内 8 都市、海外 3 都市と姉妹・友好都市を提携し、さらに特定分野における連携に関する協定を国内 3 都市と結ぶなど、各地域の特色を活かした様々な交流を展開してきました。

平成 28 年度からは姉妹・友好都市、連携都市等の自治体が特産品や文化・観光情報を区民に PR し、各都市の素晴らしさを発見してもらう「ふるさと PR フェスタ」を開催し、平成 29 年 7 月には全国各地の自治体が特産品の販売や各地の魅力を発信していく「ふるさと交流ショップ台東」を開設するなど、互いの地域の活性化を図りながら、全国各地との交流を展開しています。

国も、人口減少や少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として、平成 26 年 11 月に地方創生の理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、地方創生関係交付金や地方創生人材支援制度の創設など、地方創生に取り組んでいます。

特別区においては、平成 26 年 9 月に特別区長会が「特別区全国連携プロジェクト」を立



ち上げ、東京を含む全国各地域と連携を深め、ともに発展・成長し、共存・共栄を図る取り組みを推進しています。このプロジェクトの一環として、北海道十勝地域及び台東区・墨田区による広域連携事業を進め、両地域の「関係人口」の創出・拡大を図っています。

日本全体として人口減少社会にある中、地域活性化と相互の発展を目指していくためには、これまでに培ってきた全国各都市・地域との連携をさらに深め、互いの魅力を高め合いながら、共存共栄を図る取り組みを進めていくことが必要です。また、自治体間の交流だけでなく、地域住民主体の交流をより一層活性化していくことも重要です。

さらに、国際化・多様化が進行する社会の中、区民の国際理解を深めるために、多様な文化や価値観に触れる機会の創出を図っていく必要があります。

そのためには、対面による交流に加え、ICTも効果的に活用しながら、社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められています。

■ 主な取り組み

①自治体間の交流推進

全国各地の自治体と幅広い交流を進め、相互の理解と信頼を深めるとともに、互いの魅力を高め合いながら、区と交流自治体の地域活性化と発展を図ります。

②広域的な自治体連携の推進

互いの持つ資源や特長・先進的な技術などを活かした複数の自治体による広域的な交流を図り、更なる地方創生に向け取り組みます。

③区民などの参加促進

姉妹・友好都市などとの交流事業に関する情報を収集・発信する機能を充実し、区民などが参加しやすい環境づくりを進めるとともに、参加意欲の向上を図ります。

④海外都市などとの交流推進

海外都市などとの交流を通じて、多様な文化や価値観に触れ区民などの国際理解を深めるとともに、区の魅力を広く発信します。

姉妹・友好都市一覧

都市名	概 略	提携の動機
東京都 墨田区 (昭和52年4月10日提携)	中小の事務所や工場が住宅と混在するいわゆる「下町」である。東京スカイツリー周辺は東京東部の新たな観光名所となっており、下町文化と先進機能が融合する地域である。	隅田川をはさんで隣接し、また、同じ東京の下町として密接な繋がりを持つ両区が、共に協調し交流と相互協力を深めることにより、区民生活の向上を図る。
オーストラリア ノーザンビーチ市 (旧マンリー市) (昭和57(1982)年8月14日提携)	シドニーからフェリーで30分のリゾート地。マンリービーチは絶景で、サーフィンやライフセービングが盛ん。平成28(2016)年5月にマンリー市、ワリンガー市、ピットウォーター市が合併し、ノーザンビーチ市となる。	昭和55(1980)年のマンリー美術館での日本美術展の開催、昭和57(1982)年の日豪民際シンポジウムをきっかけに、市民相互の異文化交流の発展を目指し提携している。
宮城県 大崎市 (旧古川市) (昭和59年1月14日提携)	「ササニシキ」「ひとめぼれ」や新ブランド米の「ささ結」発祥の地で、有数の米どころとして知られ、大規模な畜産や野菜の生産も盛ん。平成29年12月に「大崎耕土」が世界農業遺産に認定される。 開湯千有余年、温泉番付「東の温泉横綱」鳴子温泉郷は日本の天然温泉11種類(旧泉質名)のうち9種類の泉質と豊富な湯量で、国内外から観光客が訪れる。 平成18年3月31日に古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町が合併し、大崎市となる。	東北新幹線の開通を機縁として生まれた信頼と友情の絆をゆるぎないものとし、一層の相互交流を行うことにより互いの繁栄と発展を目指す。
長野県 諏訪市 (昭和59年7月10日提携)	諏訪湖の東岸に位置し、諏訪大社、霧ヶ峰高原、豊富な温泉等の観光地を有する。諏訪大社で7年毎に行われる天下の大祭「御柱祭」や「諏訪湖祭湖上花火大会」は全国的にも有名である。	四半世紀にわたる「霧ヶ峰学園」の運営、そして新たな少年自然の家「霧ヶ峰学園」建設を通じて育んできた友情の絆を一層深いものとし、両都市相互の発展を図る。
栃木県 日光市 (旧藤原町) (昭和60年5月10日提携)	世界遺産「日光の社寺」を代表とする貴重な歴史的・文化的遺産などを有し、鬼怒川・川治温泉、湯西川・川俣・奥鬼怒温泉郷、奥日光湯元・中禅寺温泉など湯量豊富な温泉に恵まれ、国内外から毎年約1,200万人の観光客が訪れる。 平成18年3月20日に今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村が合併し、日光市となる。	東武鉄道によって直結という関係を背景として培ってきた住民同士の交流を一層促進し、友情の絆を深め、両都市の進展に寄与することを目指す。
福島県 南会津郡南会津町 (旧田島町) (昭和61年10月8日提携)	福島県の南西部に位置し、東北地方の南の玄関口。「会津田島祇園祭」は、国の重要無形民俗文化財に指定されている。 平成18年3月20日に田島町、館岩村、伊南村、南郷村が合併し、南会津町となる。	昭和61年の会津鬼怒川線の開通により浅草と直結した。これを契機として友情と連帯の絆を結び、もって相互の繁栄と住民生活の一層の向上を目指す。
福島県 大沼郡会津美里町 (旧会津高田町) (昭和61年11月21日提携)	福島県の西部に位置し、会津文化発祥の地として知られる。東北最古の焼き物である会津本郷焼、白、水色、黄色、紫といった色とりどりのあやめや花菖蒲が咲き誇るあやめ祭りが有名である。 平成17年10月1日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村が合併し、会津美里町となる。	学童疎開を機縁として育んできた友情と信頼を基に、一層の交流を進め、住みよい地域社会と豊かな住民生活のため惜しみない努力を行う。
大分県 豊後大野市 (旧朝地町) (昭和62年12月10日提携)	彫塑家朝倉文夫の生地。原尻の滝(日本の滝100選)など奥豊後の雄大な自然を持ち、磨崖仏等の文化財も有する。大分県を代表する農業地帯である。 平成17年3月31日に朝地町、三重町、清川村、緒方町、大野町、千歳村、犬飼町が合併し、豊後大野市となる。	台東区名誉区民である朝倉文夫の芸術を介して育んできた友情と信頼を一層深め、豊かな地域社会の発展と住民生活向上のため、たゆまぬ努力を誓う。
オーストラリア ウィーン市第1区インレシュタット (平成元(1989)年4月5日提携)	音楽の都ウィーン市の行政区の1つ。シュテファン大聖堂やオペラ座など歴史的建築物や文化遺産が点在し、世界中から多くの観光客が訪れている。	歴史と文化の街という共通点があり、区内小学校音楽部の訪問をきっかけに、文化や人的交流の発展を目指し提携している。
デンマーク グラスサクセ市 (平成12(2000)年4月17日提携)	福祉先進国デンマークの首都コペンハーゲンの北西にある緑豊かな都市。ボート競技が盛んで、平成21(2009)年にはカヌーの世界大会が開催された。	福祉ボランティア研修や中学生教育使節団の相互訪問をしていたことから、福祉・教育等で互いの発展を目指し提携している。
山形県 村山市 (平成20年10月25日提携)	最上川沿いに開けた緑豊かな農村都市。稲作の他にサクランボ、りんご等の果樹栽培も盛ん。元祖そば街道や東沢バラ公園(かおり風景100選)がある。	浅草寺への大わらじ奉納を機縁として、育んできた友情と信頼を礎に、互いに活力に満ちた豊かな地域社会の発展と住民生活向上のため、惜しみない努力をする。



連携都市一覧 連携期間 4年間（平成29年度～令和2年度、令和3年度～令和6年度（再締結））

都市名	概 略	提携の動機
北海道 河東郡鹿追町 （平成29年3月22日協定締結、 令和3年3月31日協定再締結）	十勝平野の北西部に位置し、酪農や畑作を主体とした農業が盛んである。大雪山国立公園内の然別湖周辺では、手つかずの自然の中で様々なアウトドア体験ができる。冬のしかりべつ湖コタンは幻想的で毎年多くの観光客が訪れる。	鹿追町の児童派遣事業や中学生の修学旅行の受け入れなどの交流実績がある。また、バイオガスプラントによる環境保全や「花と芝生のまちづくり」に積極的に取り組んでおり、環境・産業分野での連携を図る。
茨城県 筑西市 （平成29年3月22日協定締結、 令和3年3月25日協定再締結）	茨城県の県西地域に位置し、関東の秀峰「筑波山」を東に望む。複数河川の水利に恵まれた土地は、古くから水田耕作が盛んであり、現在も市域の半分以上が畑を含めた農地である。特産品は、こだますいか・梨・いちご・米・そば等の農作物が有名。	区内における農産物のPR活動や、小学校児童を招待し、里山体験を行うなど、積極的に交流を行っている。地理的にも比較的本区に近く、区内におけるイベント参加等を通じた産業分野での連携を図る。
滋賀県 長浜市 （平成29年3月22日協定締結、 令和3年3月25日協定再締結）	滋賀県の東北部に位置し、周囲は伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、県内でも優れた自然景観を有する。特産品は浜仏壇、鮎寿司、浜縮麺、鴨すきなどがある。	これまでに、上野で長浜市の観音像と文化を紹介する施設「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」の設置や、東京藝術大学と共同で特別展を開催した実績がある。区内で積極的に事業展開をしていることから、文化・観光・産業分野での連携を図る。



ふるさと交流ショップ台東

国内外の都市・地域との連携

第2章 将来像の実現に向けて

多様な主体と連携した
区政運営の推進
(持続可能な行財政運営)



目指す姿

- 健全で安定的な財政基盤のもと、効果的で効率的な区政運営が展開され、一層の区民サービスの向上が図られています。
- 社会状況や多様化・複雑化する区民ニーズに即した柔軟かつ機能的な組織運営が図られ、様々な行政課題に適切に対応しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
経常収支比率	83.4% (令和 3 年度)	70%台～ 80%台前半

現状と課題

○新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、気候変動問題など、国を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。国内においては、デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足、潜在成長率の停滞などの問題もあり、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せています。

こうした中、国は創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」と位置付け、「人への投資」を拡大するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）※への投資や包摂社会の実現、多極化・地域活性化の実現に向けた取り組みを推進しています。

区では、質の高い区民サービスを継続して提供していくため、人材や予算などの経営資源を効果的かつ効率的に活用しながら、事業見直しや行政手続のオンライン化、オンライン講座・相談の活用などを進めてきました。また、国の定める「統一的な基準による地方公会計」に基づき、日々仕訳による財務4表を作成し、行政コストに関する情報や資産、負債などの情報をより詳細に把握するなど、区政の透明性や行政経営の更なる向上に努めています。さらに、様々な業務リスクを管理する内部統制の取り組みを推進し、公正で適切な業務執行の確保を図っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応や子育て支援、高齢者・障害者へのサービスの拡充、老朽化する区有施設の計画的な更新などにより、今後も財政負担の増加が見込まれるため、歳入確保に向けた取り組みや中長期的な視点に立った安定的な財政運営を維持していく必要があります。

加えて、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い区民サービ



スを将来にわたり安定的に提供していくためには、業務プロセスの効率化をはじめ、柔軟かつ機能的な組織の運営や行政評価などを踏まえたマネジメントサイクルの推進、さらには、民間企業の有する知見及び人的・物的資源の活用を図ることが重要です。

○本庁舎は竣工から49年が経過しており、この間、区民ニーズの多様化に伴う事務の増大や高度な情報化の進展などにより、求められる機能が大きく変化していることから、公共サービスの拠点施設としてのあり方を検討していく必要があります。

■ 主な取り組み

①健全な財政運営の推進

債権管理や収入未済対策を適正に進めるほか、新たな収入確保や経費の縮減につながる取り組みを進めます。また、特別区債や基金の適切な活用を図り、健全で安定的な財政運営に取り組みます。さらに、利用者のニーズに合ったオンライン決済や新たな決済サービスへの対応などを進めることで、利便性の向上と安定的な歳入確保に努めます。

②柔軟かつ機能的な組織体制の構築

様々な行政課題に的確に対応していくため、組織の枠を超えた横断的な連携や全庁的な相互調整を図るなど、柔軟かつ機能的な組織体制の構築を図ります。

③適正で効果的・効率的な業務の推進

適正で公正な業務を着実に執行するため、様々な業務リスクを管理し、質の高いサービスを提供することで、区民から信頼される区政の実現を図ります。また、業務手順の見直しや類似業務の整理を進めるほか、官民データを活用して社会情勢等の分析に努めるとともに、これらの裏付けに基づいた施策の企画及び立案を推進します。

④行政評価を活用したマネジメントサイクルの推進

施策や事業を定期的・客観的に見直し、改善するマネジメントサイクルを推進することで、区政の透明性を高め、効果的かつ効率的な区民サービスの提供を図ります。

⑤民間企業の有する知見及び人的・物的資源の活用推進

民間企業との連携により区民サービスを提供する新たな公民連携の仕組みづくりに取り組むとともに、指定管理者制度などによるサービス内容の向上や管理運営の効率化など、民間企業の有する知見及び人的・物的資源の活用を一層推進します。

⑥本庁舎のあり方検討

多様化・複雑化する区民ニーズへの対応をはじめ、施設の老朽度や狭あいによる機能の低下、さらには災害対策本部としての機能強化などの諸課題を整理しつつ、東上野四・五丁目地区まちづくりと連動しながら、将来的な改築も視野に総合的な観点から検討を進めます。



目指す姿

- 社会状況の変化に的確に対応し、デジタルの力によって業務の効率化と区民サービスの向上が一体的に実現されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
オンライン化した行政手続数	150件	630件

現状と課題

○5G^{*}ネットワークの整備拡大をはじめとするICTの発展や、新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、社会全体においてDX(デジタル・トランスフォーメーション)^{*}が急速に進展しています。

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、令和3年9月にデジタル庁を設立しました。また、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定するなど、社会全体のデジタル化を推進するため、構造改革に係る課題の検討や実行を進めています。さらに、令和4年10月に策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹系業務システムの維持管理や制度改正時の改修における地方公共団体の負担軽減と、全国一律のサービスの迅速な展開を図るため、システムの統一・標準化に取り組むとしています。東京都も、デジタルの力を活用した行政を総合的に推進し、都政のQOS(クオリティ・オブ・サービス)を飛躍的に向上させるため、令和3年4月にデジタルサービス局を新設しました。さらに、都と区市町村を含めた東京全体のDXを効果的に進めるため、令和5年度には行政と民間が協働して斬新でイノベーティブなサービスを生み出す新たなプラットフォームの構築を予定しています。

区においても、区民サービスの向上や行政運営の効率化を実現する上で、ICTを効果的



に利活用することが重要であると捉え、令和2年度に情報政策課を新設し、「台東区情報化推進計画」のもと、AI^{*}やRPA^{*}の導入推進、電子申請手続の拡充、キャッシュレス化などに取り組んできました。しかしながら、デジタル技術は日々目覚ましい発展を続けており、これまでの取り組みを加速させるだけでなく、関係機関との連携や体制を強化しつつ、先端技術の調査・研究に取り組む、質の高い行政サービスを継続的に提供していくことが重要です。また、専門知識を持った外部人材の活用のほか、ICT人材の確保に向けた取り組みを一層進める必要があります。さらに、サイバー攻撃の手法が多様化、巧妙化する中、適切な対策を講じることが求められています。

○社会全体における急速なデジタル化の進展により、情報通信機器を利用できる方と利用できない方との間にデジタル・ディバイド^{*}が生じています。

このような状況の中、区は情報格差の解消に向けて、Wi-Fi環境を整備し、公共施設における情報通信環境の充実や、高齢者などを対象としたスマートフォン講座を実施してきました。また、研修を通して、ICTに関する知識の習得や活用の目的の理解促進、意識の定着を図るなど、職員のICTリテラシー^{*}の向上に取り組んできました。

今後の更なる技術革新の進展を見据え、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もがICTを利活用できる社会の実現に向け、引き続き取り組みを推進する必要があります。

■ 主な取り組み

① デジタル技術を活用した業務効率化の推進

継続的にセキュリティ対策を講じることで、情報システムの強化を図ります。その上で、関係機関との連携を強化し、AIやRPAをはじめとするデジタルに関する最先端技術を活用した業務の効率化を推進します。また、区民サービスの向上及び業務効率化の更なる推進に向け、国が進める地方公共団体の基幹系業務システムの統一・標準化に取り組みます。

② 行政サービスのオンライン化の推進

区役所に出向くことなく行政手続を完結させるほか、自宅等から講座やイベントなどにも参加できるよう、行政サービスのオンライン化を推進します。また、区民が窓口において「待たずに、書かずに」申請できるスマート窓口など、デジタルに関する環境の整備を図ります。

③ ICTリテラシーの向上

情報格差の解消に向けて、デジタルに関する講座や安全にインターネットを利用するための啓発などを実施し、高齢者や障害者をはじめとする区民のICTリテラシーの向上に取り組めます。また、ICTに関する知識の習得や、活用目的の理解促進に向けた研修などを実施するとともに、様々な事例や動向について積極的に周知することで、職員のICTリテラシー向上に努めます。さらに、公共施設における情報通信環境の充実を図り、誰もが気軽にデジタルに触れる機会の提供に努めます。



目指す姿

- 仕事と生活の調和が保たれ、多様な人材が各自の意欲と能力を発揮できる、活力ある職場が実現されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
係長級以上の職員に占める女性の割合	29.5% (令和 4 年 4 月)	40%以上
常勤職員などの年次有給休暇の年平均取得日数	14.5日 (令和 4 年)	18 日以上

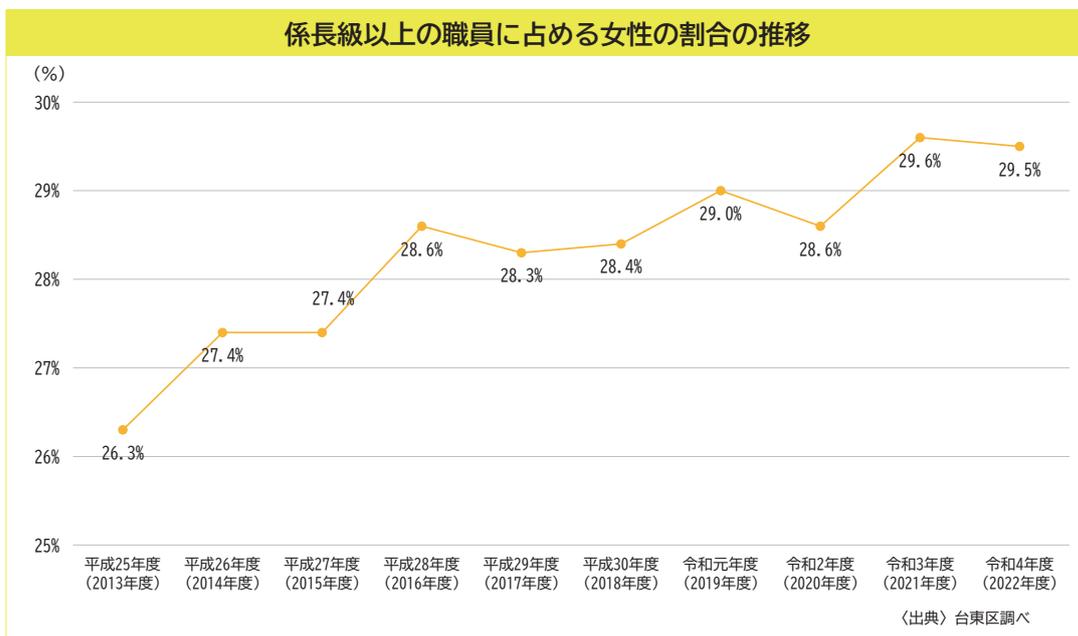
現状と課題

○AI※をはじめとしたデジタル技術の革新や多様性を尊重する時代へのパラダイムシフト※など、社会はかつてない速度で変化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、人々の生活様式を大きく変容させ、新たなニーズや課題を生み出しています。これらの変化により、区が求められる役割は、ますます多様化・複雑化するとともに増大しています。こうした急速な社会環境の変化を的確に捉え、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、人材の確保や配置、育成、評価、処遇等を総合的に実施する「人材マネジメント」を一層推進する必要があります。

○公務員の受験者数・受験倍率は、国、地方ともに減少傾向にあり、特別区採用試験の受験者数はここ 10 年間で約 4 割減少しています。また、働き方の多様化に伴うキャリア観の変化などにより、普通退職者は増加傾向にあります。優秀な人材を確保しつつ、限られた人材を最大限活用するためには、AI や RPA※などを活用した業務の改善を図るほか、働き方改革を推進し、柔軟で効率的な働き方ができる職場環境を整備する必要があります。さらに、職員と組織の相互理解やつながりを高めることにより、職員が働くことの価値や喜びを感じられる、働きがいのある職場づくりを推進する必要があります。



○令和4年4月現在、係長級以上の職員に占める女性の割合は29.5%であり、職場の活力を高めるためには、指導的地位に就く女性の割合を向上させる必要があります。区では、「台東区特定事業主行動計画」に基づき、女性のキャリア形成の支援や超過勤務時間の縮減、年次有給休暇の取得促進、男性職員の育児休業取得率の向上にも取り組んできましたが、その取り組みを加速する必要があります。さらに、職員が仕事と生活を両立できるような、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる環境づくりや長時間労働の是正を図り、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備していくことが求められています。



■ 主な取り組み

①人材マネジメントの推進

能力と実績による人事評価制度を基礎として、人材確保や配置、育成、評価、処遇等を総合的に実施する人材マネジメントを推進します。

②業務の改善

ICTを活用した仕事の進め方など業務改善を進め、より効果的・効率的な働き方を促進します。

③オフィスの環境改善

職員の生産性向上と多様で柔軟な働き方の実現に向け、オフィスの環境改善に向けた取り組みを進めます。

④ワーク・ライフ・バランスの推進

働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な人材が各自の意欲と能力を発揮できる職場づくりを進めます。



目指す姿

- 公共施設とインフラ施設を含む区有施設において、区民への質の高いサービスが提供され、区民の誰もが安全で快適に区有施設を持続的に利用することができます。
- 区有施設等の有効活用が図られ、地域が活性化しています。

施策の指標



現状と課題

○わが国は、少子高齢化の進行により長期の人口減少過程に入っており、かつ長期債務残高が1千兆円を超える状況の中、各地で公共施設とインフラ施設の保全が大きな課題となっています。

区では、区民生活を支えるために必要となる福祉関連施設や学校教育施設などの公共施設をはじめ、道路・公園などのインフラ施設における行政需要を的確に捉えつつ、様々な施設整備を進めてきました。その多くは昭和 40 年代から平成の初期にかけて建設・整備されており、築 30 年以上が経過する施設の割合は令和 14 年に約 90%に達します。

引き続き区民が安全に安心して利用し、必要なサービスを将来にわたり提供していくことができるよう、限られた財源を有効に活用しながら区有施設の適切な維持・保全を図り、総合的かつ計画的な管理を進めていくことが重要です。

○急速に進むデジタル化への対応や脱炭素社会の実現など、社会状況は目まぐるしく変化しており、区民ニーズも多様化・複雑化しています。さらには、区においても将来的には人口の減少が見込まれます。

こうした中、区有施設に対し求められる機能も変化することから、適切な区民サービスを持続的に提供できるよう、中長期的視点からの施設の再編も視野に入れながら、効果的・効率的な施設のあり方について検討していく必要があります。

○特別養護老人ホームの再編等に伴い、新たな活用の検討が必要な区有施設や区有地につ



いて、行政課題の解決を図ることはもとより、区民の意見を踏まえながら地域の活性化に資する活用を図っていく必要があります。その整備や管理についても、従来型の手法に加えて、民間がもつ資金や経営能力、技術力の活用もあわせて検討することで、効果的・効率的な質の高い公共サービスを実現することが求められています。

■ 主な取り組み

① 区有施設の総合的かつ計画的な保全

「台東区公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設とインフラ施設の維持・保全など、予防保全型管理の推進と計画的な施設更新を図り、区民が区有施設を安全安心に長く利用できるよう総合的かつ計画的な管理を実施します。

② 社会状況などの変化を踏まえた区有施設の適正化

社会状況などの変化を踏まえ、中長期的視点から施設の質と量の最適化など、効果的・効率的な区有施設のあり方について、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れながら、経営的視点をもって取り組みを推進します。

③ 区有施設等の活用推進

特別養護老人ホームの再編等に伴い、新たな活用の検討が必要な区有施設や区有地については、PPP/PFI※などの官民連携も含めた効果的な手法を検討し、行政需要や事業の緊急性、敷地の立地条件など、様々な観点を踏まえながら活用を推進します。また、具体的な活用が図られるまでの間は、暫定的な活用や他の公共機関、民間事業者への貸し付けなど、柔軟かつ短期的な活用も検討します。